

令和2年第1回定例会
新冠町議会会議録
第3日（令和2年3月10日）

◎議事日程（第3日）

開議宣告

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

第 4 発委第 1号 厚生労働省による「地域医療構想」推進のための公立・公的病
院の「再編・統合」に抗議し、地域医療の拡充を求める意見書
の提出について

第 5 発委第 2号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書
の提出について

第 6 発委第 3号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意
見書の提出について

第 7 発委第 4号 「民族共生の未来を切り開く」決議について

閉議宣告

◎出席議員（12名）

1番 芳住革二君	2番 長浜謙太郎君
3番 酒井益幸君	4番 武田修一君
5番 但野裕之君	6番 竹中進一君
7番 須崎栄子君	8番 氏家良美君
9番 秋山三津男君	10番 中川信幸君
11番 堤俊昭君	12番 荒木正光君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町長	鳴海修司君
副町長	中村義弘君
教育長	山本政嗣君
総務課長	坂本隆二君
企画課長	原田和人君

町民生活課長
保健福祉課長
税務課長
産業課長
建設水道課長
会計管理者
診療所事務長
特別養護老人ホーム所長
牧野所長
農業委員会事務局長
管理課長
社会教育課長
総務課総括主幹
企画課総括主幹
町民生活課総括主幹
保健福祉課総括主幹
税務課総括主幹
産業課総括主幹
建設水道課総括主幹
建設水道課総括主幹
管理課総括主幹
管理課総括主幹
社会教育課総括主幹
社会教育課総括主幹

坂東桂治君
鷹觜寧君
佐藤正秀君
島田和義君
関口英一君
田村一晃君
杉山結城君
山谷貴君
堤秀文君
本間浩之君
工藤匡君
湊昌行君
佐々木京君
楫川聡明君
竹内修君
新宮信幸君
今村力君
三宅範正君
寺西訓君
磯野貴弘君
小久保卓君
坂元一馬君
谷藤聡君
曾我和久君

◎議会事務局

議会事務局長
議会事務局総括主幹

佐渡健能君
伊藤美幸君

(午前9時58分 開議)

◎開議宣告

○議長（荒木正光君） 皆さん、おはようございます。ただいまから令和2年第1回新冠町議会定例会3日目の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（荒木正光君） 議事日程を報告いたします。

議事日程は、お手元に配付した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（荒木正光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番、氏家良美議員、9番、秋山三津男議員を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（荒木正光君） 日程第2、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、定例会第2日目に設置されました令和2年度新冠町一般会計等予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に武田議員、副委員長に但野議員、以上のとおり互選された旨報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○議長（荒木正光君） 日程第3、一般質問を行います。

通告の順に従い、発言願います。

酒井益幸議員のごみの減量化と利活用についての発言を許可いたします。

酒井議員。

○3番（酒井益幸君） 3番酒井です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いごみの減量化と利活用についてを質問いたします。

初めに、このたびはコロナウイルス感染症対策を進めておりますので、極力短く質問を進めてまいります。私たちの暮らしの豊かさや利便性、快適性が向上しておりますが、現在では大量生産、大量消費、大量廃棄の産業構造で日常生活におきましても、資源やエネルギーの大量消費をもたらしております。道条例におきましては、道民の消費生活に関する施策の策定及び実施に当たっては、消費生活が環境に及ぼす影響に配慮すること。消費者におきましては商品の選択、使用及び廃棄及び役務の選択及び利用に当たっては、環境に及ぼす影響に配慮するよう努めることが規定されております。当町でのごみ減量化は資源ごみ分別収集、小型家電リサイクル収集、リサイクル活動による自治会、事業所のエコ

推進事業での減量化が集めております。これまでの事業をかんがみますと住民、団体、事業者、行政がごみ減量化対策を進めておりますが、さらに取り組むべきであるという点があります。利活用についても必要である観点で質問をいたします。ごみの搬入時の値上げ問題でありますけれども、日高中部環境センターへの持ち込みますごみ処理手数料におきまして、令和2年から値上げになりまして10キロ当たり、180円となりまして、新年度からは2割ほど値上げされてしまいます。今後におきましては、町民負担も増してしまうのではないかとこの疑問の声が出ておりますが、行政報告ではごみ袋の価格は従来どおりとありますが、この点について詳しくお尋ねいたします。

次に、3Rについてですけれども、3Rとはリデュース、リユース、リサイクルの3つの頭文字のRをとって3Rですけれども、3Rの必要でありますけれども、ごみの発生ですと使い捨ては最小限にしましてマイバック、マイ箸、マイボトルを使用させていただき、計画的な買い物で食べ切れる分だけ購入していただくなどのリデュース。なるべく長く使うことを目指すことにおきましては、洗剤などは詰め替えのものを使用させていただき。フリーマーケットで購入して再利用していただくなどのリユース。資源ごみの分別回収や生ごみをコンポストの中に入れてEM菌入りぼかし剤の使用や家電製品のごみ処理機での堆肥づくりなどのリサイクル。生ごみ処理機には乾燥のみで減量できるものもあります。また、食品ロスにつきましてでありますけれども、生ごみにおける重量におきましては、8割ほどが水分であると言われております。食品のまま生ごみに捨てられ、厚く皮を剥いてしまう。食材を買いすぎや作りすぎ、消費期限が過ぎてしまったなどの食品ロスが近年問題とされております。食品削減と3Rの方法を新たな施策として、環境に配慮したごみ減量化を当町ホームページや町政事務委託文章で広報発信して、意識向上を図ってはどうかということでもあります。

最後に、エネルギーの利活用について質問いたします。産廃棄物系の方法としては食品廃棄物、家畜糞尿でメタンガスを発生する発電方法があります。プラスチック、紙類、草木、布類、その他可燃ごみを炭化施設で炭化物と不適物に分けて、炭化物だけを暖房や給湯用エネルギーに利活用できます。未利用系の方法としましては、木質バイオマスについてでありますけれども、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものを利活用することで、CO₂を排出しても大気中のCO₂を増加させないという特性を有しております。木質バイオマスは林地残材利用で、いわゆる未利用材の間伐材と枝を原料に木質チップ加工をいたしまして樹皮、葉などの資源を混ぜ合わせまして、発電やボイラーで暖房や給湯に利活用できます。バイオマスエネルギーを再資源といたしまして、当町でも利活用促進と減量化、環境保護におきましても地球温暖化防止や地球規模での異常気象、災害防止の観点から検討する価値があると考えております。

以上のことから、当町におきまして質問の1点目は現状をかんがみ、粗大ごみやごみ袋料金の改定はあるか。質問の2点目、ごみ減量化に関する新たな啓発を展開、3R、食品ロス削減の方法やアイデアを情報発信してどうか。質問の3点目、家庭における生ごみ減

量化の促進でコンポスト、生ごみ処理機を普及、一部購入費を助成してはどうか。質問の4点目、可燃ごみ木質チップを原料にバイオマスエネルギーを暖房、発電に利活用してはどうか。以上、4点の所見を伺います。

○議長（荒木正光君） 答弁許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 酒井益幸議員からご質問の「ごみの減量化と利活用について」お答えいたします。

1点目、現状をかながみ、家庭における粗大ごみやごみ袋料金改定はあるかについてでございますが、当面料金改定をする考えはもってございませんが、今後におきまして、さまざまな社会情勢等の変化により改定せざるを得ない状況になった場合には、あらかじめ議会と相談の上、とり進めたいと考えているところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

2点目、ゴミ減量化に関する新たな啓発活動3R・食品ロス削減等の方法を情報発信してはどうかについてでございますが、ごみ減量化の3つのキーワードとなります、ごみになるものは買わないリデュース、繰り返し使うリユース、再生利用するリサイクルの3Rは、新冠町のまちづくりのコンセプトでもあるレ・コードと音楽によるまちづくりの再生を意味するREとも繋がることから、食品ロス削減の啓発活動等とあわせ、これまでのとおり広報や町政事務委託文書及びホームページ等により、分かりやすく丁寧に周知して行きたいと考えているところでございます。

3点目、家庭における生ごみ減量化促進でコンポスト・生ごみ処理機を普及推進、または一部購入費用を助成してはどうかについてでございますが、当町においても平成4年度からコンポスター購入費用を一部助成しておりましたが、維持管理が上手くできないために生ごみの堆肥化ができにくい、冬期間の利用の困難さ、野生動物に荒らされる等の理由から需要が減少し、平成13年度を最後に廃止しているところでございます。生ごみ処理機についても管内で助成している町は1町で、その町も需要の件数が少なくなってきており、見直しを検討する時期にあると伺っていることから、これらの状況や効果等を踏まえ、適切に判断してまいりたいと考えているところでございます。

4点目、可燃ごみ、木質チップを原料にバイオマスエネルギーを暖房や発電に利活用してはどうかについてでございますが、可燃ごみについてはすでに日高中部環境センターにおいて、焼却熱を利用し施設内の冷暖房や給湯、さらには冬期間の施設内ロードヒーティングに利活用しているところでございます。一方、木質チップにつきましては、未利用間伐材や木材の製材過程で生じる木くず並びにリサイクル木材等をチップ化、ペレット化したものを原料にして暖房、発電に利活用することが考えられますが、これらの集積製造問題や発電等の設備費、維持管理費、需要などを考慮し、経済効果も含め持続可能か否か等、いくつもの課題があると思っておりますので、長期的な視点での調査研究が必要であることをご理解賜りたいと存じます。

○議長（荒木正光君） 再質問ございませんか。

酒井議員。

○3番（酒井益幸君） 再質問でありますけれども、当町の老朽化した施設エネルギーの利活用について質問いたします。浦河町役場庁舎や平取町役場庁舎におきまして、施設ボイラーが老朽化問題から木質バイオマスボイラーを新規補助事業で実施計画の策定をしております。浦河町では着工中、平取町では次年度着工予定と伺っておりますが、当町におきましては老朽化施設において、補助事業での利活用を今後考えているかを質問いたします。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 再質問にお答えいたします。浦河町さん、平取町さんとお名前が出ました。この両町につきましては、ほかのところもそうですが、いかにその材料もあるのか。また、近くにそういう処理場を持っているのか、間伐関係が十分に供給されるのか。そういうものも含めた中での検討結果であったというふうに思っております。当町におきましても、過去におきましてそういうことが必要か否かということも協議してまいりました。先ほども申し上げましたように、これが持続的に供給されるものかどうかということは非常に重要な問題でございます。つくって二、三年後にそういう問題が生じて先が見えなくなるということは、非常に危険なことになるというふうに思っておりますので、その辺も踏まえながら長期間をかけて検討してまいりたいとお答えしたわけでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（荒木正光君） 再々質問ございませんか。

○3番（酒井益幸君） ありません。

○議長（荒木正光君） 以上で、酒井議員の一般質問を終わります。

次に、但野裕之議員の防災教育についての発言を許可いたします。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 5番但野裕之です。議長より発言の許可を得ましたので通告に従い、防災教育について質問いたします。

約10年ぶりに改定された新学習指導要領では、子どもたちの生きる力を育てるために知識及び能力、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力・人間性の3つの柱で各教科の部門の内容が改めて整理されています。近年、自然災害が激甚化・頻発化する中、4月に小学校から順次実施される新学習指導要領では、これまでの災害の教訓を踏まえ防災教育に関する内容が重視されています。その中で、社会の変化や課題に対応する力を育む教育の1つとして防災・安全教育の充実が図られています。ここで注目すべきは、学習指導要領では防災は教科として位置づけられていない点です。そのため、学校現場では防災教育を社会や理科、道徳などの教科で横断的に展開する必要があります。これまで避難訓練のような形での防災実践や理科での災害発生メカニズムの学習は長年行われていますが、今

はそれに加え、多様な教科と関連させて防災教育を実施する傾向になってきています。特に、大規模な災害を経験した後の被災地においては、自治体が地域性を踏まえて作成した防災副読本をベースに授業づくりを工夫する熱心な学校も多く見られています。東北では東日本大震災の被害や教訓を伝える遺稿や施設を訪れたり、語り部から被害体験を聞きながら自分には何ができるかを考えさせる防災学習が特徴的に行われています。一方、大災害を経験していない未然地域では、実際に被災を経験した学校や大学の専門家と連携して防災教育を充実させようとしています。しかし、全国的に見渡せば防災教育にあまり時間を費やさない学校が多いのが実情となっています。新学習指導要領では、横断的な事業づくりの参考として学年や教科ごとに取り組むべき内容がわかりやすく記載され、小学校においては全学年で防災を幅広く学ぶ視点が盛り込まれているのも特徴的となっています。さらに、文部科学省は防災を含む安全教育の具体的な方針として、災害発生の仕組みを学ぶなど、子どもの発達段階に応じた目標を示しています。発達段階における安全教育の目標要約は次のとおりです。幼稚園は、災害の理解を深め安全な行動を取る。災害時には教職員や保護者の指示に従う。小学校は、災害への理解を深め安全な行動を取る。簡単な応急手当てができるようになる。中学校は、地域課題を踏まえ災害発生の仕組みを学ぶ。日常の備えや助け合いの大切さを知り、安全のために主体的に行動する。高校は、過去の災害の教訓から適切に意思決定する。地域の安全活動へ積極的に参加し、社会づくりに貢献する。となっています。学習指導要領踏まえて、安全教育の目標を達成する授業づくりをする上では、教員自身も災害に関する知識や命を守ることへの知見を高め、資質向上を図ることで防災を効果的に教えられる指導力につながると考えられます。一方では、地域や保護者が学校の防災実戦と防災実戦を支えていくことも必要なのでは。このように教員、地域、保護者が協働した中での防災教育が今日求められている防災教育と考えます。4月から始まる小学校の新学習指導要領の防災教育に向けた準備、対応は十分になされているのか。これまでの経過と準備、対応状況の説明を求めます。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

山本教育長。

○教育長（山本政嗣君） 但野議員からご質問の「防災教育について」お答えします。

議員ご指摘のように、次年度から小中学校に順次導入される新学習指導要領において、防災・安全教育の充実が求められております。これらの学習内容は、単に自然災害の現状やそれを防ぐ手立て、避難の重要性などを学ぶだけでなく、災害の発生要因となる気象や地形構造などを含む自然環境に加え、事故や盗難などの現状や対策を含め多岐にわたります。そのため、各学校においては学年ごとの授業での工夫が一層必要となりますし、これらを踏まえ次年度の採択教科書においても各教科で災害や防災、命の大切さなどに関する取り扱いが多くなっております。もとより、各小中学校においては防災に関する教育活動を教科ごとに取り組んできておりますが、町独自の取り組みとしては平成30年度から2年間、新冠・朝日の両小学校が北海道の「1日防災学校」の指定を受け、避難や防災意識

の高揚に関する取り組みを展開しておりますし、中学校では町政懇談会において、平成 27 年 1 月以降の低気圧や台風による高浪により被害を受けた厚賀・節婦間の海岸線の状況について、映像を通じて役場担当者から説明を受け、町長と意見交換するなど、積極的に防災教育の取り組みを実践してきております。また、朝日小学校においては、道徳科の授業としてむかわ町の住職をゲストティーチャーに招き、胆振東部地震における震災経験やお寺を避難所として開放した経験から「命の尊さ」について講話を受けるなど、地域の人材を活用した取り組みも行ってきました。このような取り組みに加え、今後は議員ご指摘のとおり、新学習指導要領にございます教科横断的な学習の観点を重視し、各教科に加え特別活動や総合的な学習、さらには学校行事とも関連づけた教育活動の展開が必要となりますが、このことは防災教育ばかりでなくキャリア教育、食育、主権者教育、ふるさと教育、プログラミング教育などにおいても同様の課題があります。従って、これらの教育内容は教科全体の相互関係の中で、横断的に実践していくための研究・研修を重ねることが必要であり、その視点に立った授業改善や教職員の意識改善を図っていくことが重要と考えております。次年度に向けては、教科横断的な教育課程の展開を意識した評価検証を繰り返し機能させることで、授業の質と教職員の資質向上を図るとともに、積極的に地域の人材を活用するなどして、教育活動全体の充実を図ってまいりたいと存じますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（荒木正光君） 但野議員再質問ございますか。

但野議員。

○5 番（但野裕之君） 3 点について再質問いたします。まず 1 点目、教員の防災教育に関しての資質向上にかける教員自身の自己賢才は、どのような指導をしているのか。2 点目、防災副読本を導入している学校がありますけれども、当町においては導入しているのか。していないのであれば、独自に改正して導入する意向はあるのか。3 点目、昨年度からコミュニティスクールを導入しておりますけれども、その中で防災教育に関連する話し合いはもたれたのか。

以上 3 点お願いいたします。

○議長（荒木正光君） 山本教育長。

○教育長（山本政嗣君） 再質問にお答えを申し上げます。まず 1 点目の教員の賢才についてでございますが、新学習指導要領に示されております内容が多岐にわたっております。その中で、防災関連をして集中的にというよりは、教科の中で授業をどう充実改善していくのかということが主になっておりますので、移行期間のこの 2 年間につきましてはそれらの準備、あるいは新たに教科となる道徳でありますとか、外国語の授業の実践をいかに樹立させるべきかということに注力をしてきたわけでありまして、導入後徐々に徐々に先ほども申し上げましたけれども研修、検討を重ねながら、これらのスキルを高めていかなければいけないということで、その点についてはしっかり意を用いてまいりたいと考えております。副読本でありますけれども、防災に特化した副読本は現在新冠町で

もってございません。昨年度、新冠町の社会科の副読本を改定いたしましたけれども、その中で災害に関する取り扱いももっておりますので、そういったものを活用しながら防災教育に役立てていくというようなこと。それから、CSコミュニティースクールの導入は昨年度からであります。現在、学校が地域にどのような協力を求めていくのか、あるいは地域はどのようなことを学校に提供することがいいのかというようなことを町民皆さん、あるいは保護者の皆さんと学校との中で議論を始めたばかりでございますので、先ほど申し上げましたように、そう言いましてもゲストティーチャーとして、あるいは役場の知識を活用した事業展開というものはもう進めておりますので、引き続き地域を活用させていただきながら、教育活動を展開していくという考え方には変わりません。先ほど申し上げましたように、これは防災に限らず教科を持たないプログラミング、あるいはキャリア教育、主権者教育、これらについても同様の考え方の中で進めてまいりたいというふうに考えてるところでございます。

○議長（荒木正光君） 再々質問ございませんか。

○5番（但野裕之君） ありません。

○議長（荒木正光君） 以上で但野議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎日程第4 発委第1号

○議長（荒木正光君） 日程第4、発委第1号 厚生労働省による「地域医療構想」推進のための公立・公的病院の「再編・統合」に抗議し、地域医療の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者 社会文教常任委員会委員長 竹中進一議員。

○6番（竹中進一君） 発委第1号 厚労省による「地域医療構想」推進のための公立・公的病院の「再編・統合」に抗議し、地域医療の拡充を求める意見書の提出について、提案理由並びに意見書の概要について説明させていただきます。

厚生労働省は、昨年9月26日「再編統合について特に議論が必要」な公的病院として全国424の病院をリストアップし、2020年までに統廃合・再編・ベッド縮小などの計画を具体化することを求めた。これは地域の実情を顧みないものであり、地方自治の侵害である。今回公表された公的病院は地域に必要な医療機関であり、必要な病床である。道内54病院を含む議論が必要とされる病院リスト及び再検証の要請の白紙撤回と地域医療の拡充を求めると同時に医師・看護師の確保と医療を受ける権利の保障施策の推進について要望する。以上、地方自治法第99条の規定により提出する。意見書提出先は、記載のとおりです。

以上が、発委第1号 厚労省による「地域医療構想」推進のための公立・公的病院の「再編・統合」に抗議し、地域医療の拡充を求める意見書の提出についてです。ご審議のうえ、

採択くださるようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより発委第1号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより発委第1号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 挙手多数であります。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。本案については関係機関に提出することといたします。

◎日程第5 発委第2号

○議長（荒木正光君） 日程第5、発委第2号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者 社会文教常任委員会委員長 竹中進一議員。

○6番（竹中進一君） 発委第2号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の提出について提案理由並びに意見書の概要について説明させていただきます。

医療・看護の現場では厳しい労働環境と低賃金から慢性的な人員不足が生じている。このことは患者・利用者の安全や看護の質にも影響を及ぼしかねない事態となっている。賃金水準が引き上がらない原因の1つには、地域間格差が大きすぎることにあり、このため看護師の地域偏在や離職者増を引き起こしている。このような観点から安全・安心の医療・看護体制を確保するために全国を適用対象とした看護師の最低賃金を新設することを要望する。以上、地方自治法第99条の規定により提出する。意見書提出先は、記載のとおりです。

以上が、発委第2号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の提出についてです。ご審議のうえ、採択くださるようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより発委第2号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより発委第2号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 挙手多数であります。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。本案については関係機関に提出することといたします。

◎日程第6 発委第3号

○議長（荒木正光君） 日程第6、発委第3号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者 社会文教常任委員会委員長 竹中進一議員。

○6番（竹中進一君） 発委第3号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の提出について提案理由並びに意見書の概要について説明させていただきます。

高齢化が進む中で、介護従事者の人材・離職防止対策は喫緊の課題となっている。調査では働き続けられる介護職場にするために必要なこととして62%が「賃上げ」と回答している。そのため安全・安心の介護体制を確立するため全国を適用対象とした介護従事者の最低賃金を新設することを要望する。以上、地方自治法第99条の規定により提出する。意見書提出先は、記載のとおりです。

以上が、発委第3号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の提出についてです。ご審議のうえ、採択くださるようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより発委第3号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより発委第3号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 挙手多数であります。

よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。本案については関係機関に提出することといたします。

◎日程第7 発委第4号

○議長（荒木正光君） 日程第4、発委第4号 「民族共生の未来を切り開く」決議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者 議会運営委員会委員長 長浜謙太郎議員。

○2番（長浜謙太郎） 発委第4号 「民族共生の未来を切り開く」決議について、提案理由並びに決議の概要について説明させていただきます。本決議につきましては、令和2年2月17日付けで、北海道町村議会議長会から議長に対し協力要請があったため議会運営基準運用方針5により決議書を提出するものです。

決議について概要を説明します。「民族共生の未来を切り開く」決議 アイヌ文化の復興・発展の拠点としてウポポイが北海道白老町ポロト湖畔に4月24日誕生することを機にアイヌ文化振興の取り組みや地域の多様な魅力を発信することでアイヌ文化に対する国民理解が促進されることが期待されている。ウポポイ開設を機会にアイヌの人々の誇りが尊重される社会が実現されると同時に北海道が魅力ある大地であり続けるため「民族共生の未来を切り開く」決意をここに表明する。

以上が、発委第4号 「民族共生の未来を切り開く」決議の提出についてです。ご審議のうえ、採択くださるようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより発委第4号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより発委第4号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 挙手多数であります。

よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。本案については関係機関に提出することといたします。

◎閉議宣告

○議長（荒木正光君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午前10時42分 散会)